

三原市告示第 2 2 号

大規模小売店舗立地法（平成 1 0 年法律第 9 1 号）第 6 条第 2 項の規定に基づき、大規模小売店舗の変更届出がなされたので、同法第 6 条第 3 項の規定において準用する同法第 5 条第 3 項の規定により次のとおり告示します。

令和 5 年 3 月 7 日

三原市長 岡 田 吉 弘

1 大規模小売店舗の名称及び所在地

マンガ倉庫三原店

三原市宮浦 4 - 9 - 1 2

2 大規模小売店舗を設置する者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名

株式会社エディオン 代表取締役 久保 允誉

広島県広島市中区紙屋町二丁目 1 番 1 8 号

3 変更しようとする事項

大規模小売店舗の施設の運営方法に関する事項

(1) 大規模小売店舗において小売業を行う者の開店時刻及び閉店時刻

(変更前) 開店時刻：午前 1 0 時 閉店時刻：午後 9 時

(変更後) 開店時刻：午前 9 時 閉店時刻：午前 1 時

(2) 来客が駐車場を利用することができる時間帯

(変更前) 午前 9 時 3 0 分から午後 9 時 0 0 分

(変更後) 午前 8 時 3 0 分から午前 1 時 3 0 分

4 変更する年月日

令和 5 年 3 月 7 日

5 届出の年月日

令和 5 年 3 月 2 日

6 届出及び添付書類の縦覧場所

三原市経済部商工振興課（三原市役所3階）

7 届出及び添付書類の縦覧期間及び時間帯

令和5年3月7日から令和5年7月6日の午前8時30分から午後5時15分、ただし、土曜日、日曜日及び休日を除く。

8 法第8条第2項の規定に基づき、当該大規模小売店舗を設置する者がその周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を有する者は、当該公示の日から4月以内に、三原市に対し意見書の提出により、これを述べることができます。

9 意見書の提出期限及び提出先

令和5年7月6日

三原市経済部商工振興課